



2026年4月21日

各位

会社名 株式会社ワールド  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝  
(コード番号：3612 東証プライム)  
問合せ先 取締役 副社長執行役員 中林 恵一  
(TEL：03-6887-1300)

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進めるため、役員報酬制度の見直しを行い、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、株式報酬としての譲渡制限付株式に係る報酬制度（以下「本制度」という。）の改定（以下「本改定」という。）を行うことを決議し、本制度の改定に関連する議案を2026年5月28日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度改定の概要

当社は、2018年6月15日開催の第60回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容をご承認いただき、対象取締役に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の対象取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

この度、2026年4月3日付「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の自主放棄の予定に関するお知らせ」のとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することに伴い、対象取締役に自社の株価変動のメリットとリスクを中長期にわたり株主の皆様と共有させるべく、譲渡制限期間の統一的な運用を行うと共に、譲渡制限の解除時期を明確にすること等を目的として、本総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件に、本制度の内容を一部改定することといたしました。

具体的には、譲渡制限期間について、「3年間から5年間の間で当社の取締役会が定める期間」から「当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該譲渡制限付株式の割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間」に変更いたします。

また、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」という。）について、「当社の取締役の地位」から「当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。そのほか、かかる譲渡制限期間及び在任条件の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時又は退職時の取扱いについても、必要な変更をいたします。

併せて、以上の点について原案どおりご承認いただいた場合には、改定前の本制度に基づき、対象取締役に既に付与済の譲渡制限付株式（2026年5月28日時点において、譲渡制限が解除されていない株式に限る。）の譲渡制限期間及び在任条件についても、対象取締役の同意を得ることを条件に、同様に変更いたします。

なお、譲渡制限付株式の付与のための報酬額については、2018年6月15日開催の第60回定時株主総会においてご承認いただいたとおり、年額40百万円以内とするとともに、他の報酬と合わせて、2015年6月9日開催の定時株主総会においてご承認いただいた年額400百万円（内、社外取締役は30百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の報酬枠の範囲内で支給するものとなります。

## 2. 本改定後の本制度の概要

本改定後の本制度の概要は、以下のとおりです。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額40百万円以内とするとともに、他の報酬と合わせて年額400百万円の報酬枠の範囲内で支給します。また、各取締役への具体的な配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上でその意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内（当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整した株式数以内）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

### （1）譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該譲渡制限付株式の割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出されるまでの日のいずれか遅い日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ものいたします。

### （2）退任時の取扱い

対象取締役が、本割当契約により割当てを受けた日から1年間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

### （3）譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(4) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合において、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

以 上